

平成 30 年 6 月 18 日 07 時 58 分頃の大阪府北部の地震に伴う
土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

平成 30 年 6 月 18 日 07 時 58 分頃の大阪府北部の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった大阪府、京都府の市町について、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

平成 30 年 6 月 18 日 07 時 58 分頃の大阪府北部の地震により、大阪府で最大震度 6 弱を観測し、京都府でも震度 5 強を観測しました。

これらの地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられます。

このため、大阪府、京都府のうち震度 5 強以上を観測した市町については、通常よりも警戒を高めるため、当分の間、各府と各气象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

【大阪府】

通常基準の 7 割の暫定基準を設ける市町

高槻市、枚方市、茨木市、箕面市

通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町

豊中市、吹田市、寝屋川市、交野市、島本町

【京都府】

通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町

京都市（伏見区、西京区）、亀岡市、長岡京市、八幡市、大山崎町

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

企画専門官 松下 一樹（内線 36-152）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8468

F A X 03-5253-1610

気象庁予報部予報課気象防災推進室

土砂災害気象官 吉松 雅行（内線 3189）

代表 03-3212-8341 F A X 03-3211-8303